

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京丹後市峰山町杉谷889番地	京丹後市 市長 中山 泰
	電話 0772 -

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	地方自治体
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
基本方針	エネルギー消費量の抑制、廃棄物焼却量の抑制、下水汚泥焼却量の抑制等により、平成16年度比7.9%以上の温室効果ガス排出量削減を目指す。
推進体制	市長を本部長とする京丹後市地球温暖化対策本部及び各部局代表課長を構成員とする地球温暖化対策推進委員会を設置し、実行計画の進捗管理を行う。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	18-19	電気使用量	
18-19	燃料使用量(灯油)		暖房用に使用する灯油を0.48%以上削減
18-19	燃料使用量(灯油)		廃棄物焼却事業等で使用する灯油を4.72%以上削減
18-19	燃料使用量(LPG)		庁舎において給湯器やコンロに使用するLPGを3%以上削減
18-19	燃料使用量(LPG)		上記以外のLPG使用量を3.36%以上削減
18-19	燃料使用量(重油)		重油類の使用量を3.4%以上削減
18-19	燃料使用量(軽油)		公用車燃料以外の軽油の使用量を3.88%以上削減
18-19	燃料使用量(公用車)		公用車燃料(ガソリン・軽油)の使用量を1.84%以上削減
18-19	一般廃棄物焼却量		一般廃棄物の焼却処理量を3.4%以上削減
18-19	一般廃棄物焼却量		上記のうち廃プラスチックの焼却量を6.04%以上削減
18-19	汚泥焼却量		し尿・浄化槽汚泥の焼却量を7.64%以上削減
18-19	汚泥焼却量		下水道汚泥の焼却量を31.4%以下の増加に抑制

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績)		目標年度(計画)		削減率(計画)	報告年度(実績)		削減率(実績)
		(16)年度 (二酸化炭素換算(t))	(17)年度 (二酸化炭素換算(t))	(19)年度 (二酸化炭素換算(t))	(20)年度 (二酸化炭素換算(t))		(19)年度 (二酸化炭素換算(t))	(20)年度 (二酸化炭素換算(t))	
	A 事業所等排出区分	18,302 t		16,480 t		-10.0 %	16,240 t		-11.3 %
	B 輸送車両排出区分	t		t		%	t		%
	C その他排出区分	8,952 t		8,615 t		-3.8 %	12,663 t		41.45 %
	排出合計	*1 27,254 t		*2 25,095 t		-7.9 %	*4 28,903 t		6 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)				報告年度(実績)			
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t	(発電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計	*3 t				*5 t			

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)		目標年度(計画)		削減率(計画)	報告年度(実績)		削減率(実績)	
	*1	(16)-(17)	(19)-(20)	(19)-(20)		(19)-(20)	(20)-(21)		
	*1 27,254 t	(16)-(17)	25,095 t	(19)-(20)	-7.9 %	(19)-(20)	28,903 t	(20)-(21)	6.0 %

特記事項 既に策定済みの市地球温暖化対策実行計画では、基準年度を平成16年度、平成18~22年度を計画期間としており、目標年度のGHG排出量を基準年度比△4%以上と定め、同時に今後の市民生活の利便性向上及び生活衛生の確保のために整備拡充が行われる污水处理事業(公共下水道事業・集落排水処理事業・し尿処理事業)を除く事業については基準年度比△8.8%以上削減、污水处理事業については16.5%増以下に抑制と定めている。

なお、上表中「温室効果ガスの排出量等」欄の基準年度(平成16年度)数値には指定管理者制度移行施設(15施設)が含まれ、同欄目標年度(平成19年度)数値、及び報告年度(平成19年度)数値には含まれていない。

19年度実績値において、計画目標値に約4,000t達していないが、この要因は衛生施設における廃プラスチックの焼却量の増加によるものであり、今後、市民への分別収集のさらなる徹底を図るなど、行政として対応が必要である。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注1 該当する口には、レ印を記入してください。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度、「目標年度」とは計画期間の最終年度、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出による温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出による温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 注5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン関連の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。